

仕様書

1. 件名

食品安全に係る緊急事態等に対応した情報提供の高度化に関する調査

2. 調査目的

緊急事態発生時に国民に対し危害物質の健康影響等について一層迅速で理解しやすい※¹ 情報提供ができるよう説明資料の内容や表現等の高度化について、調査・分析する。また、その調査・分析した結果に基づき、定型的な国民への説明資料の整備等を検討し、その整備等について消費者等への意見聴取や内閣府食品安全委員会が主催する緊急時対応訓練（以下「訓練」という。）における実践により検証することを目的とする。

※1 理解しやすい

ここでは、緊急事態において、国民が理解しやすく、国民から誤解されないことを意味する。

3. 作業内容

(1) 国民に対する説明資料の内容や表現等の高度化のための調査

理解しやすい説明や、食品安全委員会の信頼性を高める表現及びスピード感のある対応が求められることから、以下の調査を実施する。なお、調査に当たっては、食品安全委員会緊急時対応専門調査会及び食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）と対象とするハザード※²の種類や健康影響の程度等について、検討・調整を行う。検討・調整に当たっては、事務局担当官の指示に従うこと。

※2 ハザード

人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因がある。

ア 食品安全に係る事案の報道等における図表・グラフィック・様式等の類型分析

平成8年から現在まで、国内で発生した食品安全に係る事案等の国内における報道等について、報道等に用いられた図表・グラフィック・様式等を対象とするハザードの種類や健康影響の程度等パターンに類型分析し、緊急事態において、理解しやすい説明をする際に留意すべき点を取りまとめ整理する。

対象とする調査対象、調査事例、調査方法は以下のとおりとする。

(ア) 調査対象

新聞（全国紙）、サイエンス雑誌（専門学術雑誌を除く）、その他テレビ等マスメディアにおける映像資料を含む報道や解説記事等に用いられた図表・グラフィック・様式等（事例1件当たり20以上の図表・グラフィック・様式等）

(イ) 調査事例

① 食品の安全性に係る健康被害が懸念された、あるいは発生した以下の事例について、ハザードの1分野当たり事例1件以上、合計で事例10件以上の調査を行う。

ハザードの分野	ハザードの種類	事例
農薬等化学物質	メタミドホス	・中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生（H20.1） ・事故米穀の不正規流通事案（H20.9）
	ジクロルボス	・中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生（H20.1）
	アセタミプリド	・事故米穀の不正規流通事案（H20.9）
	メラミン	・中国における乳幼児用粉ミルクへのメラミン混入事案（H20.9）
微生物・ウイルス	高原性鳥インフルエンザ	・高原性鳥インフルエンザ発生（H15.1） ・宮崎県・岡山県における高原性鳥インフルエンザの発生（H18.19） ・愛知県のうずらの飼養農家における鳥インフルエンザの発生（H21.2）
	新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）	・新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）の発生（H21.41）
	ノロウイルス	・ノロウイルス感染（H17.1） ・ノロウイルス感染者の拡大（H18.12）
	腸炎ビブリオ	・いかの塩辛を推定原因とする腸炎ビブリオ食中毒（H19.9）
	プリオン	・国内外のBSE発生事案
	その他腸管出血性大腸菌（O157）、黄色ブドウ球菌等	・社会的反響が大きかった事案
自然毒等	スギヒラタケ	・スギヒラタケが原因と疑われる急性脳症の発生（H19.10）
	アフラトキシンB1等その他カビ毒	・事故米穀の不正規流通事案（H20.9）等社会的反響が大きかった事案
	その他フグ毒、麻痺性貝毒等	・社会的反響が大きかった事案
遺伝子組み換え食品	未認証遺伝子組み換えトウモロコシBt10他	・未認証遺伝子組み換えトウモロコシBt10混入（H17.3） ・その他社会的反響が大きかった事案

② 食品安全委員会のリスク評価に関して報道された事例5件以上の調査を行う。

（ウ）調査方法

データベース調査、インターネット調査、その他必要な方法により内容を確認。

(エ) 取りまとめ整理

内容を類型分析の上、留意すべき点を取りまとめ整理。

イ 緊急時対応の充実のための定型的な説明資料の作成

食品安全委員会の緊急時対応を更に充実させるため、対象とするハザードの種類や健康影響の程度等段階に応じた定型的な説明（単なる事件の説明ではない）資料について、アの調査結果に基づき、過去の食品安全委員会や厚生労働省等の対応を参考に作成する。

内容等、様式等、作成数は以下のとおりとする。

(ア) 内容等

緊急事態発生時において、危害物質の健康影響等における科学的な知見等において、理解しやすい説明ができるよう内容や表現において十分配慮し、図表、グラフィック・様式等を用いること。

(イ) 作成数

対象とするハザードの種類や健康影響の程度等段階ごとに作成すること。

なお、健康影響の程度等段階数は、ハザード1種類当たり2から4程度。

(ウ) 様式等

① 定型的な説明資料1部当たり日本工業規格A列4番(A4サイズ)1枚から2枚に作成すること。

② 調査により作成された定型的な説明資料は、編集可能な保存形式のファイル（いずれもWindowsで視聴可能なファイル形式によるもの（ワード、エクセル、パワーポイント等））で作成し、電子媒体CD-ROMに定型的な説明資料集として保存して提出する。

(2) 定型的な説明資料の実効性の検証

(1)の調査で作成した定型的な説明資料について、以下の調査により消費者や食品安全分野の専門家の視点から検証し必要な改善を図ると共に、実効性を確認する。

なお、食品安全分野の専門家の選定に当たっては、事務局担当官と予め協議すること。

ア 消費者等の視点からの検証

(1)の調査で作成した定型的な説明資料について、有識者への説明会や消費者へのアンケート調査等により消費者等の視点から検証し、消費者等の意見を取りまとめ整理の上、意見を反映した必要な改善を図る。

(ア) 有識者への説明会

消費者の代表者、食品安全分野の専門家等5名から6名程度を対象に、定型的な説明資料について、各作成者が対象者に説明する会を開催し、説明終了後、対象者から意見を聴き取る。

なお、調査項目は、内容の理解の程度、長所・短所、改善の方向性、改善の具体、感想、その他調査目的達成のために有意義な項目とする。

(イ) 消費者へのアンケート調査

一般消費者200名以上と対象に、定型的な説明資料について、対象者にアンケートを実施する。

なお、調査項目は、基本属性（年齢、男女別、職業）、内容の理解の程度（5段階分け）、長所・短所、感想、食品安全委員会の認知度等その他調査目的達成のために有意義な項目とする。

また、基本属性を除き、設問を合計10点以上設定することとし、設問の設定

に当たっては、事務局担当官と予め協議することとする。

(ウ) 消費者によるグループディスカッション

公募した一般消費者10名以上（1回当たり5名以上）を対象に、定型的な説明資料について、グループディスカッションを2回以上実施する。

なお、調査方法は、調査項目は、内容の理解の程度、長所・短所、改善の方向性、改善の具体、感想、その他調査目的達成のために有意義な項目とする。

(エ) 必要な改善

(ア) から (エ) の意見を取りまとめ整理の上、必要な改善を図る。

イ 緊急時対応訓練における実践による検証

訓練において、今後起こりうる事例について、(1) の調査で作成した定型的な説明資料を試行活用しつつ、緊急記者会見用説明資料及びホームページ掲載用説明資料を試行作成し、模擬記者会見においてプレゼンテーションを試行実施することを前提に、アの調査結果を踏まえ、緊急事態発生時に国民に対し危害物質の健康影響等の一層迅速で理解しやすい情報提供について計画提案するとともに、訓練での試行活用及び検証に必要な資料の作成を行う。

なお、内閣府食品安全委員会では訓練を11月以降に予定している。

(ア) 緊急事態発生時に理解しやすい情報提供の計画の作成

食品安全委員会が作成する訓練のシナリオに応じて、内閣府食品安全委員会緊急時対応専門調査会及び事務局と検討・調整を行った対象とするハザードの種類や健康影響の程度等踏まえ、緊急事態発生時に理解しやすい情報提供の計画を作成する。

情報提供は、国民に対する説明資料、緊急記者会見用説明資料、ホームページ掲載用説明資料、模擬記者会見におけるプレゼンテーションによるものとし、模擬記者会見を含む計画とする。ただし、本計画では具体的な提供内容に関する資料作成は対象としない。

(イ) 緊急事態発生時に理解しやすい情報提供ができる説明資料作成等講習会の実施

(ア) で作成した情報提供計画に基づく訓練での定型的な説明資料の実効性を高めるため、訓練前に内閣府食品安全委員会委員・事務局職員等に対する緊急事態発生時に理解しやすい情報提供ができる説明資料作成等講習会を企画・開催する。

なお、講習会の講師、内容、開催時期については事前に事務局担当官の了承を得ることとする。

(ウ) 定型的な説明資料の緊急時対応訓練での試行活用並びに検証を行うための資料の作成

訓練の実施、並びに(ア)で作成した計画を参考として訓練で試行活用した定型的な説明資料の実効性の検証のために、必要な資料を作成する。

- ① 訓練の実施に関する関連資料（事前付与情報、付与情報一覧、訓練タイムテーブル 等）
- ② 訓練で試行活用した定型的な説明資料についての検討資料（実効性についての評価票、有効性に関するアンケート調査票 等）
- ③ 訓練後の反省会における資料（アンケート調査集計結果、訓練実施前後における訓練実施に係る手順を整理した資料 等）
- ④ 訓練において試行活用した定型的な説明資料の実効性を、国民への説明資料における特に、マスコミを介して説明する場合の留意すべき点について、訓練の模擬記者会見に参加協力を求めているマスコミ関係有識者（1名また

は2名)から意見を求め、結果の取りまとめを行う。

(エ) 定型的な説明資料の実効性の検証に必要な事項の整理・分析

緊急記者会見用説明資料及びホームページ掲載用説明資料の作成や模擬記者会見におけるプレゼンテーションの試行実施への定型的な説明資料の活用の有効性を検討し、定型的な説明資料の実効性の検証に必要な事項を整理・分析する。

4. 調査結果の報告会開催

- (1) 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。
- (2) 調査結果の報告会を開催する際は、原則として事務局の会議室を使用することとし、開催日時、構成等については、事前に事務局担当官の了承を得ることとする。

5. 報告書の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- (1) 報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析し、図形やグラフ等を用いて視覚化し、分かりやすいものにするよう努めること。
- (2) 報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- (3) 報告書(製本版)は、日本工業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- (4) 報告書(CD-ROM)は、PDF形式(OCR処理済み)及び編集可能な(いずれもWindowsで視聴可能なファイル形式によるもの(ワード、エクセル、パワーポイント等))で作成すること。
- (5) 3(1)アで調査した図表・グラフィック・様式等の出展リストを作成の上、報告書に反映させること。
- (6) 報告書(案)が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

6. 契約期間

平成21年9月1日～平成22年3月25日

7. 作業スケジュール

21年	9月	基礎情報収集、調査方針等の検討
	9～10月	消費者等に対する説明資料の内容や表現等の高度化のための調査
	10～11月	定型的な説明資料の消費者や専門家の視点からの検証、訓練に係る関係資料の作成
	11月以降	調査報告会の開催、訓練における定型的な説明資料の実践による検証
22年	1月	報告書作成
	3月25日	報告書提出期限

なお、訓練の開催時期が未定のため、調査報告会の開催、訓練における定型的な説明資料の実践による検証の時期は、事務局担当官と調整を行うこと。

8. 成果物

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 調査報告書（製本版） | 40部 |
| (2) 調査報告書（CD-ROM） | 2部 |
| (3) 定型的な説明資料集（CD-ROM） | 1部 |

9. 納品期限

全ての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

10. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 情報・緊急時対応課 緊急時対応係長 岸田 賢一

11. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）

事務局 情報・緊急時対応課 課長補佐 磯貝 達裕

12. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密に取ることとし、作業中においても、7に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。

なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官に報告し、指示に従うこと。

13. 技術提案の遵守

本件は、一般競争入札・総合評価方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

14. その他

- (1) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。
- (2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) 外国語の資料のうち、必要な箇所については日本語に翻訳すること。
- (4) 本調査により入手した個人情報については、個人情報保護法等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱には十分に注意すること。
- (5) 本調査の成果物である定型的な説明資料に第三者が権利を有する著作物（写真、図等）を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の支払いを含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (6) 本調査の成果物である定型的な説明資料に政府が保有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては事務局が提供する。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら事務局の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (8) 本契約の納入成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、すべて内閣府に帰属するものとする。